

**SAMURAI&J PARTNERS 株式会社**

**定 款**

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、SAMURAI&J PARTNERS 株式会社と称し、英文では、SAMURAI&J PARTNERS Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターソフトウェアの設計及び販売
2. 情報処理事業及び情報処理技術に関するコンサルティング
3. コンピューター及び周辺機器の企画開発及び販売
4. 情報処理事業及び情報処理技術を用いた事業会社に対する投資業務
5. 情報提供処理サービス
6. 工業所有権の取得、保有、運用、仲介ならびに売買
7. 通信販売業
8. 通信機器の企画開発及び販売
9. 出版業
10. 情報処理に関する教育事業
11. 広告代理店業
12. 電気通信事業法に定める電気通信事業
13. 不動産に関するコンサルティング
14. イベント企画及び実施
15. 労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業
16. 子会社及び関連会社に対する経営指導及び業務受託
17. 経営、財務、人事及び経理等に関する各種コンサルティング業務
18. 資金調達、M&A、事業再生、事業承継、相続対策等に関する各種コンサルティング業務
19. M&A の仲介、サポート業務
20. ベンチャービジネス等各種事業への投資業務
21. 不動産の売買、賃貸、管理、投資、運用及びそれらの仲介業務
22. 株式、金融商品等の売買、賃貸、管理、投資、運用及びそれらの仲介業務
23. 各種セミナー、講演会、勉強会その他イベント企画、実施及び運営管理
24. 投資運用業
25. 仮想通貨に関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング
26. ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング
27. フィンテックセキュリティ分野の研究、開発及びコンサルティング
28. 仮想通貨のマイニング、投融資、運用
29. 仮想通貨を利用した金融派生商品の開発、運用
30. 仮想通貨に関する研究、調査及びそれらの情報提供、コンサルティング

31. 仮想通貨の取引所運営、企画、管理
32. 仮想通貨の仲介
33. 仮想通貨の取引所運営に関するシステムの販売及びコンサルティング
34. 仮想通貨の交換業
35. 仮想通貨の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理
36. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行及び資金移動業に関する一切の業務
37. その他の仮想通貨の一般サービス
38. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、139,875,200株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の要件)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その3分の2以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任)

第18条 取締役の選任決議は、議決権の行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議をもって当社を代表すべき取締役1名以上を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、各取締役が招集する。なお、取締役社長が議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 28 条 当社に監査役 3 名以内を置く。

(選任)

第 29 条 監査役は株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第 31 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号の定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社は、期末配当の基準日は毎年 12 月 31 日を基準日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

第 1 条 第 36 条(事業年度)の規定にかかわらず、第 24 期事業年度は、平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までとする。

第 2 条 第 38 条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第 24 期事業年度の中間配当の基準日は平成 31 年 7 月 31 日とする。

第 3 条 本附則は、第 24 期事業年度終了後にこれを削除する。



改正月日・改正内容一覧

改正月日	改正内容	改正内容詳細
平成 8 年 1 月 22 日	制定	
平成 12 年 1 月 29 日	変更	
平成 12 年 2 月 29 日	変更	
平成 12 年 3 月 30 日	変更	
平成 12 年 4 月 3 日	変更	
平成 13 年 4 月 26 日	変更	
平成 14 年 4 月 23 日	変更	
平成 15 年 4 月 16 日	強制変更	
平成 17 年 4 月 26 日	変更	
平成 17 年 11 月 7 日	変更	
平成 18 年 4 月 26 日	変更	
平成 19 年 4 月 30 日	変更	
平成 20 年 1 月 5 日	みなし変更	
平成 21 年 4 月 24 日	変更	
平成 22 年 4 月 28 日	変更	
平成 23 年 4 月 26 日	変更	
平成 25 年 4 月 23 日	変更	
平成 26 年 4 月 23 日	変更	
平成 28 年 4 月 26 日	変更	
平成 29 年 4 月 26 日	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 条、第 4 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 26 条の変更。</li> <li>・第 28 条、第 29 条の削除。</li> <li>・第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条の新設。</li> </ul>
平成 29 年 5 月 1 日	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 条(商号)の変更。</li> </ul>
平成 29 年 5 月 1 日	附則削除	
平成 30 年 2 月 1 日	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 6 条(発行可能株式総数)の変更。</li> </ul>
平成 30 年 2 月 1 日	附則削除	
平成 30 年 4 月 25 日	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 条(目的)、第 6 条(発行可能株式総数)、第 21 条(取締役会の招集権者及び議長)の変更</li> </ul>
平成 30 年 5 月 1 日	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 条(本店の所在地)の変更。</li> </ul>
平成 30 年 5 月 1 日	附則削除	
平成 31 年 4 月 24 日	変更	第 6 条、第 11 条、第 12 条、第 36 条、第 38 条の変更。